

全国飼料増産戦略会議設置要領の改正について

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">全国飼料増産<u>行動</u>会議の設置について</p> <p style="text-align: center;">平成12年6月 1日 平成13年5月23日改訂 平成17年5月13日改訂</p> <p>1 趣旨 新たな「食料・農業・農村基本計画」(平成17年3月25日閣議決定)においては、食料の安定供給の確保を図るため、国内農業生産の増大を図ることを基本としており、特に、食料自給率の向上を図る上で、自給飼料の生産拡大が重要な課題となっている。</p> <p><u>こうしたなか、飼料自給率目標や生産努力目標の達成に向けた自給飼料の生産拡大を図るためには、飼料増産運動の具体的な取組を明らかにした基本方針を定め、この工程管理を確実に実施することはもとより、基本方針に即した取組の実施に必要な自給飼料生産の有利性・重要性の啓発や飼料増産関連制度・施策の普及・浸透を図るほか、飼料増産に係わる取組事例の紹介やマニュアルの作成・配布、技術情報の提供等を行い、地域段階の取組を支援することが重要である。</u></p> <p>このため、飼料増産運動の推進母体として、行政、農業団体等が一体となって全国段階に<u>全国飼料増産行動会議</u>(以下「全国会議」という。)を設置し、飼料増産運動の全国的な展開を図るものとする。</p>	<p style="text-align: center;">全国飼料増産戦略会議の設置について</p> <p style="text-align: center;">平成12年6月 1日 平成13年5月23日改訂</p> <p>1 趣旨 「食料・農業・農村基本計画」においては、食料の安定供給の確保を図るため、国内農業生産の増大を図ることを基本としており、特に、食料自給率の向上を図る上で、自給飼料の生産拡大が重要な課題となっている<u>ことから、その着実な推進を図るため「飼料増産推進計画」(平成12年3月24日新基本法農政推進本部決定、同年4月7日付け畜産局長通知)</u>が策定されたところである。</p> <p><u>飼料増産推進計画の達成のためには、自給飼料生産の有利性・重要性についての啓発を図るとともに、飼料増産関連制度・施策の普及・浸透を図るほか、飼料増産に係わる取組事例の紹介やマニュアルの作成・配布、技術情報の提供等を行い、地域段階の取組を支援することが重要である。</u></p> <p>このため、飼料増産推進計画の推進母体として、行政、農業団体等が一体となって全国段階に飼料増産戦略会議(以下「全国会議」という。)を設置し、飼料増産運動の全国的な展開を図るものとする。</p>

なお、飼料増産運動の展開に当たっては、上部に組織される「飼料自給率向上戦略会議」や「食料自給率協議会」との連携を十分確保するよう留意するものとする。

2 全国会議の構成

全国会議は、農林水産省、都道府県、全国農業協同組合中央会、(社)中央畜産会、(社)日本草地畜産種子協会その他関係者をもって構成する。

3 全国会議の活動

全国会議は次の活動を行うものとする。

- (1) 飼料増産運動の基本方針の決定
- (2) 飼料増産運動の工程管理
- (3) 飼料増産を図るための普及啓発
- (4) 飼料増産に関する情報の収集・分析・提供
- (5) 都道府県段階の飼料増産戦略会議及び市町村段階の飼料増産戦略会議に対する助言並びに地域段階の取組に対する支援
- (6) その他飼料増産の推進に必要な活動

4 全国会議の運営

- (1) 全国会議の会長は農林水産省生産局畜産部長、副会長は全国農業協同組合中央会常務とする。
- (2) 全国会議の下に実務担当者からなる幹事会を置き、所要の検討・調整を行わせるものとする。
- (3) 全国会議の事務局は農林水産省と(社)日本草地畜産種子協会が共同して行うものとする。

2 全国会議の構成

全国会議は、農林水産省、全国農業協同組合中央会、(社)中央畜産会、(社)日本草地畜産種子協会その他関係者をもって構成する。

3 全国会議の活動

全国会議は次の活動を行うものとする。

- (1) 飼料増産運動の基本方針の決定
- (2) 飼料増産を図るための普及啓発
- (3) 飼料増産に関する情報の収集・分析・提供
- (4) 都道府県段階の飼料増産戦略会議及び市町村段階の飼料増産戦略会議に対する助言並びに地域段階の取組に対する支援
- (5) その他飼料増産の推進に必要な活動

4 全国会議の運営

- (1) 全国会議の会長は農林水産省生産局畜産部長、副会長は全国農業協同組合中央会常務とする。
- (2) 全国会議に幹事会を置き、所要の検討を行わせるものとする。
- (3) 全国会議の事務局は農林水産省と(社)日本草地畜産種子協会が共同して行うものとする。